

勧 告

本委員会は、別紙第1で述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

1 給料表

(1) 行政職給料表

行政職給料表については、民間における水準、人事院勧告の内容等を考慮し、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を上回る改定を行うこと。

(2) 行政職給料表以外の給料表

消防職給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して改定すること。

医師職給料表、教育職給料表（高校・特別支援）及び教育職給料表（小・中・幼稚園）については、人事院勧告の内容を踏まえて改定すること。

特定任期付職員に適用される給料表については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当

初任給調整手当については、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(2) 地域手当

勤務地が札幌市内である職員に支給する地域手当の支給割合について、100分の4を適用すること。

(3) 通勤手当

通勤手当については、以下のとおり改定すること。

ア 令和7年4月1日以降の措置内容

交通用具使用者に対する通勤手当の月額を、片道5キロメートル未満の場合は月額2,500円、片道5キロメートル以上10キロメートル未満の場合は月額4,700円、片道10キロメートル以上15キロメートル未満の場合は月額7,800円、片道15キロメートル以上20キロメートル未満の場合は月額10,900円、片道20キロメートル以上25キロメートル未満の場合は月額14,000円、片道25キロメートル以上30キロメートル未満の場合は月額17,100円、片道30キロメートル以上35キロメートル未満の場合は月額20,200円、片道35キロメートル以上40キロメートル未満の場合は月額23,300円、片道40キロメートル以上45キロメートル未満の場合は月額26,400円、片道45キロメートル以上50キロメートル未満の場合は

月額29,600円、片道50キロメートル以上55キロメートル未満の場合は月額32,800円、片道55キロメートル以上60キロメートル未満の場合は月額36,000円、片道60キロメートル以上の場合は月額39,200円とすること。

イ 令和8年4月1日以降の措置内容

(ア) 交通用具使用者に対する通勤手当の額を66,900円を超えない範囲内で自動車等の使用距離区分に応じて支給すること。

(イ) 交通用具使用者又は交通機関等と交通用具の併用者のうち、自動車の駐車のための施設等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員に対し、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの料金に相当する額を支給すること。

(ウ) 育児・介護の事情がある職員が通勤のため特別急行列車等を利用する場合の通勤手当の額は、現行の通勤手当の額に特別料金等の額を加算した額とすること。

(エ) 1か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額、特別急行列車等に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

(4) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、以下のとおり改定すること。

ア 令和7年12月期の支給割合

(ア) 特定職員及び特定任期付職員以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.725月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.525月分）とすること。

(イ) 特定職員

期末手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.625月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員

期末手当の支給割合を0.975月分とし、勤勉手当の支給割合を0.9月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

(ア) 特定職員及び特定任期付職員以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.7125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任

用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.5125月分）とすること。

(イ) 特定職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ0.6125月分）とすること。

(ウ) 特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合を0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.8875月分とすること。

3 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、2の(4)のアについては令和7年12月1日から実施し、2の(3)のイ及び(4)のイについては令和8年4月1日から実施すること。

